

練馬区告示第 **546** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年10月20日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年10月20日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
15-222	練馬区	小竹町 二丁目 63番7地先 から	変更前	2.72 から 5.90	24.00	—
	練馬区	小竹町 二丁目 63番7地先 まで	変更後	3.36 から 6.00	24.00	10.98

特別区道路線区域変更図

小竹町 二丁目 地内

縮 尺 250分の1

- 特別区道および区有通路
- 区域変更による道路

